

22.7.22

# 健康なんでも 相談室

鳥取県医師会Q&amp;A

**質問** 50歳、男性。喫煙歴は30年で、毎日たばこ40本吸います。咳や痰が出るようになり、禁煙を考えています。最近、医療機関に禁煙外来があると聞きましたが、どのようなことをするのでしょうか。

**回答** 2006年より、敷地内禁煙など一定の要件を満たした医療機関は、保険適用が認められ、たばこに含まれているニコチンをはり薬（ニコチンパッチ）に置き換えるニコチン置換療法やニコチンを含まない飲み薬（チャンピックス）を利用して禁煙治療が行われます。また、患者さん本人の条件として、自分が禁煙を望み、ニコチン依存症診断用の問診（TDS）が5点以上で、喫

## はり薬や飲み薬を利用する

### 禁煙外来

ご相談や質問は、はがきか封書、Eメールに、質問内容を要約し、年齢、性別、郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記し、〒680-18688 取市富安2丁目137、新日本海新聞社編集制作局報道部「健康なんでも相談室」係へ。Eメールアドレスは次の通り。[gakugei@nnn.co.jp](mailto:gakugei@nnn.co.jp)

煙年数と1日の喫煙本数を掛けた数値（プリンクマン指数）が200以上あり、治療に関する承諾書を記述する必要があります。通院は初回2週4週8週12週の計5回が基本で、毎回呼気中一酸化炭素濃度を測定しますが、5回以降は保険適用外となります。喫煙によってニコチンが体に入るニコチン依存症というたばこのやめにくい状態になるため、身体的な依存に対して薬を中心にして治療が行われますが、精神的な依存に対しても、話をよく聞いて禁煙できるように支援してくれます。

（回答者 烟取県中部医師会員 松田 隆）